

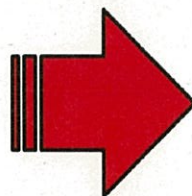
新たな港湾雇用安定等計画の策定について

1. 現計画について

港湾労働法施行令（昭和63年政令第335号）別表の上欄に掲げる港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾。以下「6大港」という。）における港湾労働者に係る労働力の需給の調整並びに雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、**国、都府県、港湾労働者雇用安定センター、事業主及び事業主団体が講ずべき措置**の指針を示すもの。

2. 計画の期間について

平成 21 年度から平成 25 年度まで



平成 26 年度から平成 30 年度まで

3. 計画策定のポイントについて

港湾運送事業雇用実態調査（平成 25 年 6 月実施）及び現在の計画の施行状況等を踏まえ、以下の項目について、記載内容等を検討することとする。

- 1 直接雇用の日雇労働者問題への対応（直接雇用の日雇労働者の増加）
- 2 人付きリース問題への対応（人付きリースの大幅減少に伴う今後の対応）
- 3 雇用の改善を促進するための方策（港湾労働法等の雇用関係の運用の斉一化）
- 4 能力開発及び向上を促進するための方策（多機能シミュレーター導入による教育訓練の拡充）
- 5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策（派遣就業の日数上限の緩和）

4. 記載内容の変更について

1. 港湾労働専門委員会において、「3. 計画策定のポイントについて」を踏まえ、昨年11月から検討した結果、留意すべき内容及び変更内容は以下のとおり

1. 直接雇用の日雇労働者問題への対応(直接雇用の日雇労働者の増加)
【該当ページP5、7】 → 日雇労働者の就労が増加傾向にあることに留意し、日雇労働者の減少に努める旨を引き続き記載
2. 人付きリース問題への対応(人付きリースの大幅減少に伴う今後の対応)
【該当ページP5、7】 → 人付きリースが労使の努力により、大幅に減少したことから項目を削除
3. 雇用の改善を促進するための方策(港湾労働法等の雇用関係の運用の斉一化)
【該当ページP8】 → 港湾労働法の適用関係については、各港湾の実情を勘案し、検討を行う旨を記載
4. 能力開発及び向上を促進するための方策(多機能シミュレーター導入による教育訓練の拡充)
【該当ページP8から9】 → シミュレーターの導入等を行う旨を記載
5. 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策(派遣就業の日数上限の緩和)
【該当ページP10】 → 派遣就業する日数の上限緩和について検討する旨を記載

2. その他の技術的な修正等による変更内容

1. 各種統計データ及び業務統計の更新による変更【該当ページP1、2、3、4、5】
2. 文言の適正化等による変更【該当ページP4、6、8】

5. まとめ

港湾労働専門委員会による検討結果を「港湾労働専門委員会報告書」として報告するとともに、新たな港湾雇用安定等計画(案)を雇用対策基本問題部会に諮ることとする。